

令和 6 年 10 月 10 日
長 崎 県 水 産 部

くろまぐろの割当量の融通について

県北漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 4 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 6 年 6 月 11 日変更）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき、海区内の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<融通前>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県北海区の小型魚割当量	35.066 トン	8.440 トン	43.506 トン

<融通後>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県北海区の小型魚割当量	34.311 トン	9.195 トン	43.506 トン